

新旧対照表（自由金利型定期預金規定）

改定前	改定後
<p>I. 自由金利型定期預金規定</p> <p>1. 預金の支払時期等</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>① 略</p> <p>② この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。</p> <p>略</p> <p>2. 利息</p> <p>略</p> <p>(5) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、・・・略・・・</p> <p>II. 共通規定</p> <p>略</p> <p>4. 届出事項の変更、証書(通帳)の再発行等</p> <p>(1) この証書(通帳)や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって原</p>	<p>I. 自由金利型定期預金規定</p> <p>1. 預金の支払時期等</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>① 略</p> <p>② この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の<u>方法で表示された利率によるもの</u>とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。</p> <p>略</p> <p>2. 利息</p> <p>略</p> <p>(5) 当行がやむを得ないと認める場合を除き、この預金は、<u>満期日前に解約できません。当行がお客様からの解約請求に応じる場合、下記II 3. (2)の規定により解約する場合など、満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)</u>は、・・・略・・・</p> <p>II. 共通規定</p> <p>略</p> <p>4. 届出事項の変更、証書(通帳)の再発行等</p> <p>(1) この証書(通帳)や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって原</p>

改定前	改定後
<p>則として当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>略</p> <p>7. 成年後見人等の届け出</p> <p>略</p> <p>(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届けてください。</p> <p>(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>略</p> <p>9. 保険事故発生時における預金者からの相殺</p> <p>略</p> <p>(3) 略</p> <p>① 略</p> <p>② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いには当行の定めによるものとします。</p>	<p>則として当店に届出てください。この届出の前に、<u>当該届出がなされなかったことにより生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、</u>当行は責任を負いません。</p> <p>略</p> <p>7. 成年後見人等の届け出</p> <p>略</p> <p><u>(4) 成年後見人等につき補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様に届けてください。</u></p> <p><u>(5) 前3項・4項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届けてください。</u></p> <p><u>(6) 前各項の届出の前に生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、</u>当行は責任を負いません。</p> <p>略</p> <p>9. 保険事故発生時における預金者からの相殺</p> <p>略</p> <p>(3) 略</p> <p>① 略</p> <p>② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。<u>ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等の支払は不要とします。</u></p>

改定前	改定後
<p>略</p> <p>10. 通知等</p> <p>届け出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>略</p> <p>11. 規定の変更等</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、随時変更できるものとします。</p> <p>(2) 前記(1)の変更は、規定を変更した日から適用されるものとします。</p>	<p>略</p> <p>10. 通知等</p> <p><u>第4条第1項に定める届出を怠るなど預金者の責に帰すべき事由により、当行が発送した通知または送付書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u></p> <p>略</p> <p>11. 規定の変更等</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>店頭表示その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) <u>前項の変更は、前項の周知の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>